

「LRRI 会員 & 役員だより」 令和 7 年 4 月号

「花よりも 花を咲かせる 土になれ」：著作権をめぐる

大学在任の最後の年度（令和 6 年度）の大事な仕事として、「ASEAN における気候変動科学」(JV-Campus\*用)（\*：JV-Campus：<https://www.jv-campus.org/>）のテキスト（英語教材）作りに関わりました。現役の方々为中心ですが、三村信男先生（前・学長）と筆者は退職者ですが、協力者として参加し、三村教授とご一緒に一コマ(15 回講義)を担当しました。このプロジェクトはいろいろ課題があって苦労しましたが、そのひとつが著作権でした。プロジェクト（令和 7 年 2 月 7 日までに全教材 225 本のビデオを文科省へ提出）の終盤ちかくの令和 6 年 11 月末になって突然、大学で“著作権に関するセミナー”が開かれました。教材づくりをほぼ終えていた筆者はこのアナウンスをもらって愕然としました。本来こういう大事なことは、プロジェクトの最初に関係者全員で共有すべきはずなのに、という思いで残念でした。そして、その後の教材の再構成（作り直し）が実に大変でした。

筆者が行った著作権にかかわる作業は、作成した映像にうつされた図表、写真やイラストの所有者はどこ、あるいは、誰で、それに関して許諾を得られるのか、を明確にして記載しなければならないことです。当たり前のことと思われるでしょうが、いくつか困ったことがありました。たとえば、日本における過去 30 年の間で起きた大きな地震災害や土砂災害の分布を示す際に用いた白地図の出どころはどこか？ということがありました。原本はずいぶん昔に作ったものですので、白地図をどこから借用したのかは今となっては不明です。最終的には、著作権作業のサポートをしていただく業者さん指定の白地図を用いて図を作り変えることになりました。もうひとつの例は、パワーポイントに使用するイラストの多くは、ネット上に掲載されている出典のはっきりしているフリーのものを使っていましたが、イラストの著作権に関しては、最近、種々のトラブルが報告されていますので、三村教授と相談のうえ、今回の教材には“よほどの必要性がない限りは自作以外のイラストは使用しない”と決めました。

さて、丁度いい機会ですので、著作権に関する卑近な例を挙げてみなさまのご意見をお聞きしてみたいと思いつきました。ご承知かと思いますが、表題の前半のメッセージ

“花よりも 花を咲かせる 土になれ”

は、わたくしの大好きな、国民栄誉賞を受賞した松井秀喜氏（元・NPB 読売巨人軍 & MLB ニューヨークヤンキース所属）を育てた星稜高校の元監督、山下智茂氏のお言葉です。驚いたことに、最近になってベリーグッドマンというボーカルグループがこれを歌（NHK「みんなのうた」）にしています。歌詞（[https://www.nhk.or.jp/minna/songs/MIN202412\\_02/](https://www.nhk.or.jp/minna/songs/MIN202412_02/)）が泣けてきます。“地盤工学会の歌”にしてもいいのでは、と思っていますが、筆者はこれをもとにして次のような短歌を作ってみました。

“花よりも 花を咲かせる 土になれ そは追いかける わが夢にして”

これは盗作でしょうか？“花よりも 花を咲かせる 土になれ”は所有者がおられますので、ここには著作権が存在するはずですが、ベリーグッドマンが山下智茂氏からどのような許諾を得られたのかは不明ですが、上

記の短歌が盗作かどうかの判断は大変むづかしく、筆者個人では判断できません。そこで AI (GitMind Chat) に意見を求めてみました。答は以下の通りです (長いので、中略としました)。

+++++

盗作の判断については、通常、以下の要素が考慮されます：

- ◆オリジナリティ：作品がどれほど独自であるか。
- ◆類似性：他の作品との間にどれほどの類似点があるか。
- ◆許可：原作者からの許可があるかどうか。

この歌の内容は、一般的なテーマ (他者を支える重要性) を扱っているため、同じテーマを持つ作品があったとしても、必ずしも盗作とは言えません。ただし、フレーズや表現が非常に似通っている場合は、盗作と見なされる可能性があります。この具体的なケースでは、歌詞がオリジナルの表現であるため、盗作と見なされることはないでしょう。

ただし、詳しい法的判断は、著作権に関する専門家に相談することをお勧めします。

+++++

この序にもう一つご紹介させてください。年末年始に、内館牧子の“高齢者小説” (「老害の人」, 講談社, 2022, など) を何冊か読みました。そのうちのどれかに良寛の俳句

“散る桜 残る桜も 散る桜”

が紹介されていたので、なるほどとうなずきつつ、これを

“散る桜 残る桜も 散る桜 それでも誇る 桜ありけり”

という短歌にした後に、生成 AI に“これは盗作になりますか？”と尋ねてみました。答は以下の通りです。

+++++

「散る桜 残る桜も 散る桜」という良寛の俳句を元にして、「散る桜 残る桜も 散る桜 それでも誇る 桜ありけり」という短歌を作るとは、オリジナルの作品に対して新たな解釈や視点を加えているため、単なる盗作とは言えません。

ただし、元の俳句の内容や構造をほとんどそのまま使っている場合、引用の範囲を超えていると見なされる可能性があります。特に、他者の著作物を使用する際には、適切なクレジットや引用の明示が重要です。

結論として、あなたの短歌は元の俳句をベースにして新たな表現を加えているため、独自性があると考えられますが、引用の方法には注意が必要です。

+++++

というわけで、著作権問題はデリケートで、ネットなどの情報は“無料”と表示されていても引用は細心の注意が必要です。LRRRI の書き物においても、思わぬ事態に巻き込まれてしまわないよう、今回の経験を自戒の機会にして、常にオリジナルな資料づくりを心掛けていきたいと思っています。

(令和 7 年 4 月 1 日, 代表理事 安原一哉)